

令和5年2月5日執行
菰野町長選挙
菰野町議会議員再選挙及び補欠選挙

指定施設等における
不在者投票事務の手引

菰野町選挙管理委員会

目次

第1 指定施設等における不在者投票について	2
1 不在者投票ができる期間	2
2 事務についてのお問い合わせ先、投票用紙等の直接受領、持参場所.....	2
第2 不在者投票のできる人.....	3
第3 不在者投票管理者について.....	4
1 不在者投票管理者となる者.....	4
2 不在者投票管理者の仕事	5
第4 不在者投票用紙等の請求	6
1 投票用紙等の請求期間.....	6
2 投票用紙等の請求の主な手続.....	6
第5 事前準備	7
1 投票記載場所の準備.....	7
2 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任.....	7
第6 不在者投票の方法.....	8
1 菰野町選挙管理委員会からの投票用紙等の受領.....	8
2 不在者投票をさせる前の主な注意	8
3 主な投票の手続.....	8
4 不在者投票が終わったら	9
5 不在者投票の送致	10
第7 新型コロナウイルス感染症に関する事項	10
第8 不在者投票の経費の請求	11
第9 不在者投票指定施設における選挙運動.....	12

第1 指定施設等における不在者投票について

1 不在者投票ができる期間

【期間】 令和5年2月1日（水）から 令和5年2月4日（土）まで

※短期間（4日間）ですので、投票用紙等を送致する時間を考慮していただき、余裕をもって事務を行うようご協力願います。

【時間】 期間中毎日 午前8：30から 午後5：00まで

2 事務についてのお問い合わせ先、投票用紙等の直接受領、持参場所

菰野町選挙管理委員会（菰野町役場総務課内）

〒510-1292 三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

TEL (059) 391-1101

(休日夜間) (059) 391-1111

FAX (059) 394-3199

2月1日から4日まで 菰野町役場2階会議室

上記以外の期間 菰野町役場3階総務課内

- ※ 投票用紙関係の郵送は、封筒の表面に選挙書類、不在者投票在中等（朱書き）の明記をしてください。
- ※ 投票用紙の直接受領、持参のため、休日、夜間に来庁される場合は、事前に連絡をお願いします。

第2 不在者投票のできる人

- (1) 都道府県の選挙管理委員会が指定した次の施設（以下「指定施設」という。）に入院（入所）中の選挙人で、投票日（令和5年2月5日）に投票所で投票できない方は、その入院（入所）している施設において不在者投票ができます。
- ア 病院（介護老人保健施設又は介護医療院を含む。）
 - イ 老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等）
 - ウ 身体障害者支援施設
 - エ 保護施設
- (2) 上記の指定施設のほか、次の施設に入所（収容）中の選挙人も、その施設等で不在者投票を行うことができます。
- ア 国立保養所
 - イ 労災リハビリテーション作業所
 - ウ 刑事施設、労役場、監置場又は留置施設
 - エ 少年院、少年鑑別所
 - オ 婦人補導院
- (3) 指定施設で不在者投票のできる人は、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。
- ① 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
 - ② 選挙人名簿に登録されていること。
 - ③ 指定施設に入院（入所）中であること（通所のデイサービスを受けているだけでは、入院（入所）中とは言えませんが、その施設において不在者投票をすることはできません。）。
 - ④ ①～③の条件を備えている者で、次のいずれかに該当すると見込まれること。
 - ア 歩行は可能であるが、入院（入所）している指定施設が、入所者が属する投票区の区域外にあること。
 - イ 選挙の当日、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障がい、産褥によって、歩行が困難であると予想されること。

第3 不在者投票管理者について

1 不在者投票管理者となる者

- (1) 不在者投票管理者とは不在者投票の責任者ですが、指定施設等における不在者投票管理者は次のとおりです。

施設の種類		不在者投票管理者	左記の者が欠けた場合等に不在者投票管理者となる者
指定施設	病院(介護老人保健施設等を含む。)	病院の院長	病院の院長の職務を代理すべき者
	老人ホーム	老人ホームの長	老人ホームの長の職務を代理すべき者
	身体障害者支援施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	保護施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
国立保養所		所長	所長の職務を代理すべき者
労災リハビリテーション作業所		作業所の長	作業所の長の職務を代理すべき者
刑事施設、労役場、監置場又は留置施設		刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者	刑事施設の長又は留置業務管理者の職務を代理すべき者
少年院又は少年鑑別所		少年院の長又は少年鑑別所の長	少年院の長又は少年鑑別所の長の職務を代理すべき者
婦人補導院		婦人補導院の長	婦人補導院の長の職務を代理すべき者

- (2) 病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長が

- ① 候補者となった場合
- ② 外国人である場合

は、不在者投票管理者となることができません。

また、不在者投票管理者は、不在者投票立会人、代理投票の補助者をそれぞれ兼ねることはできません。

2 不在者投票管理者の仕事

- (1) 選挙人に代わって菰野町選挙管理委員会に、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- (2) 交付された投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- (3) 投票用紙、不在者投票用封筒等を点検すること。
- (4) 立会人を最低1人選び、不在者投票に立ち合わせること。
- (5) 不在者投票の記載場所を設置すること。
- (6) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること及び代理投票補助者を選任すること。
- (7) 投票の終わった不在者投票を菰野町選挙管理委員会に送致すること。
- (8) 不在者投票の経費を請求すること。

※ 投票の秘密を保持し、投票に関する不正干渉等のないよう十分に配慮してください。

なお、不在者投票管理者は、業務上の地位を利用し、不在者投票に関して選挙運動をすることが禁止されています。

※ 不在者投票の管理執行に瑕疵があることを理由とする争訟事件がみられるところでもあり、不在者投票の適正な実施のためその管理には万全を期してください。また、投票用紙の管理についても徹底を図ってください。

第4 不在者投票用紙等の請求

まず、投票用紙等を、菰野町選挙管理委員会に請求し、取り寄せることになります。

1 投票用紙等の請求期間

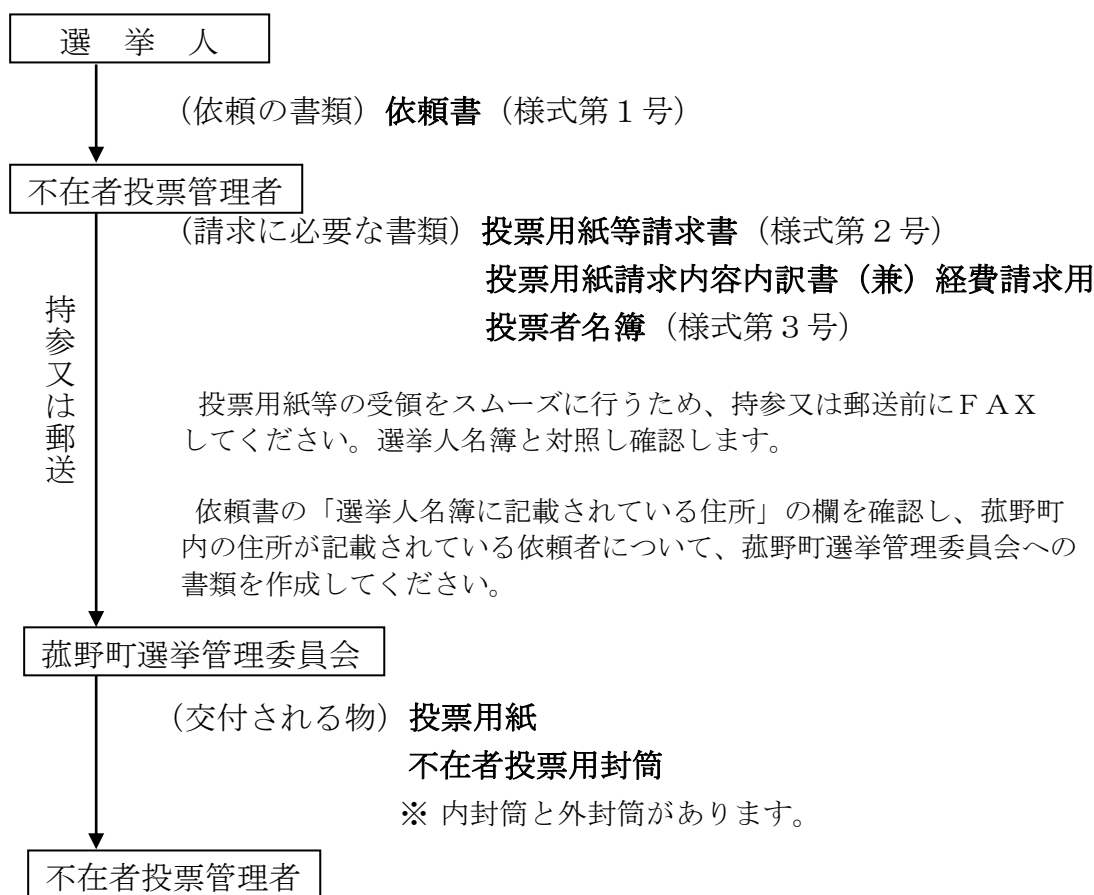
【請求期間】選挙期日の前日（2月4日（土））まで。

※選挙期日の告示日（1月31日（火））前から請求できます。

【投票用紙等（請求分）の発送予定日】1月24日（火）

2 投票用紙等の請求の主な手続

(1) 選挙人から依頼を受けて、不在者投票管理者が請求する場合



(2) 点字投票を希望する場合

点字投票の投票用紙は、形式が異なります。点字投票を希望する場合には、投票用紙請求内容内訳書（兼）経費請求用投票者名簿（様式第3号）の備考欄にその旨を記載してください。

第5 事前準備

1 投票記載場所の準備

投票記載場所の設備は、投票の記載を他人が見たり、投票用紙の交換その他不正な行為をしたりすることができないような配慮をする必要があります。

投票記載場所の条件

- ① 不特定多数の者が行き来するロビー等は避け、会議室等を確保すること。
- ② 投票を記載するための机等を置くこと。その配置は投票の秘密が守られるよう配慮すること。
- ③ 点字投票を申し立てた選挙人がいる場合は、点字器を用意すること。
- ④ 選挙運動又は政治活動に関するポスター、ビラなどを置かないこと。また、室外のポスターなどが見えないよう工夫すること。
- ⑤ 候補者の氏名等は一切掲示しないこと。（公職選挙法第 175 条）

2 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任

不在者投票管理者は、あらかじめ不在者投票立会人と代理投票補助者を選任しておきます。

不在者投票立会人の選任

不在者投票を行う際、指定施設の長（不在者投票管理者）は選挙権を有する者を最低 1 人選任し、不在者投票に立ち会わなければなりません。投票立会人は、選挙権を有している者の中から選任することになりますが、住所要件などその不在者投票が行われる選挙の選挙権を全て具備している必要はありません。

外部立会人として、菰野町選挙管理委員会が選定した立会人を立ち会わせることを希望される場合は、事前に菰野町選挙管理委員会までご連絡ください。

投票立会人は、不在者投票管理者、その補助者及び代理投票の補助者を兼ねることはできません。投票が公正に行われるように投票用紙等の点検から送致までの全ての手続に立ち会うことになり、投票の完了した不在者投票用外封筒の裏面に署名（自書）します。この署名のない投票は、選挙当日不受理となってしまうので注意してください。なお、投票立会人が立ち会わないで行われた不在者投票は無効となりますので、ご注意ください。

代理投票補助者の選任

不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、投票に係る事務に従事する者のうちから 2 人を定めます。

第6 不在者投票の方法

1 菰野町選挙管理委員会からの投票用紙等の受領

投票用紙等の請求を受けた菰野町選挙管理委員会は、直ちに選挙人名簿と対照し、その請求が適当であると認めるときは、投票用紙等を不在者投票管理者に交付し、又は郵送をもって発送します。

なお、選挙期日の告示日（1月31日）前に請求をした場合には、投票予定日までに到着するよう発送等がされます。

2 不在者投票をさせる前の主な注意

- ① 投票用紙及び不在者投票用封筒の数が請求した選挙人の数と一致するか確認する。
- ② 投票用紙は、投票記載場所で交付するように配慮すること。
- ③ 選挙管理委員会から交付された不在者投票交付リストに記載されている投票区、整理番号を確認し、同じ番号が記載された不在者投票用外封筒を、該当する選挙人に交付する。（様式第4号参照）
※ 選挙人に異なる外封筒を交付しないよう注意すること。

3 主な投票の手続

(1) 手順（以下を町長選挙、町議会議員選挙それぞれについて行う。）

- ① 投票用紙に、候補者1人の氏名を自書する。
- ② 投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をする。
- ③ 不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をする。
- ④ 外封筒の表面に選挙人自身の氏名を署名（自書）する。
- ⑤ 不在者投票管理者に提出する。

(2) 代理投票

- ① 代理投票のできる選挙人

文字の読み書きができない選挙人や、病気や障がいによって候補者の氏名を自書できない選挙人は、不在者投票管理者に申請して代理投票をすることができます。

- ② 代理投票の方法

不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、投票記載場所の投票に係る事務に従事する者から2人を定め、選挙人に代わって記入等をさせます。

2人の役割

一人目：選挙人の指示する候補者1人の氏名を投票用紙に記入し、これを不在者投票用内封筒に入れて封をした上、不在者投票用外封筒に入れ封をして、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し、直ちに提出させる者（以下「代理記載者」という。）

※ 外封筒表面の代理記載人欄に、代理記載者本人の氏名を書く必要はありません。

二人目：代理記載者が選挙人の意思に相違なく投票用紙に記入したかを確認する者（以下「代理立会者」という。）

③ 代理投票の許否

①の代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、投票立会者の意見を聞いて代理投票を拒否することができます。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を拒否された選挙人に不服がある場合等、代理投票の仮投票を行わせることができます。ただし、あくまで代理投票における代理記載者及び代理立会者は、投票記載所で従事する者のうち2人であり、選挙人の家族がその事務を行うことはできませんので、家族による記入を希望することを拒んだ場合の不服は含まれません。

代理投票の仮投票の場合には、②の手續に加えて、代理記載者に不在者投票用外封筒表面の選挙人氏名の左欄に、代理記載者の署名（自書）の上、不在者投票管理者へ提出させます。

(3) ベッドの上で投票させる場合

重病人等歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理の下で投票立会者の立会いがあれば、例外的にベッドの上で投票することもできます。この場合、ベッドのある室内に候補者の氏名等の記載したポスター等が貼られている場合には、それらを撤去するとともに投票の秘密保持に十分注意を払うことが必要です。

4 不在者投票が終わったら

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒の裏面に、投票の年月日、投票の場所及び不在者投票管理者の氏名を記載（ゴム印でも可）し、投票立会者に署名（自書）させます。

5 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒を他の適当な封筒（様式第5号）に入れ、「不在者投票の完了と使用枚数等の報告について」（様式第6号）を同封し、表面に「不在者投票在中」と朱書きし、裏面に施設名、所在地、不在者投票管理者名を記載（ゴム印でも可）の上、印を押して、菰野町選挙管理委員会委員長に持参又は郵送します。

以下の書類がある場合には、併せて送付してください。

- ・投票が行われなかった投票用紙、投票用封筒
（投票用紙等の交付を請求したが、実際には投票が行われなかった場合のみ。
破棄せず、「誰のものか」を様式第6号に明記し、返却してください。）

※ 選挙当日の投票所の閉鎖時刻に間に合わなかった投票は、有効な投票として取り扱われなくなりますので、投票終了後の投票用紙は、なるべく選挙期日の前日までに菰野町選挙管理委員会に届くように、簡易書留速達郵便等で郵送していただくか又は持参してください。

第7 新型コロナウイルス感染症に関する事項

- (1) 不在者投票の管理執行に人員を割けない等の理由により、入院（入所）している選挙人からの不在者投票の実施請求を拒否することはできません。
- (2) 不在者投票を実施する際は、次の点にご配慮ください。
 - ① 会場を設けて不在者投票を実施する場合は、できるだけ3つの密の防止に配慮してください（選挙人や投票立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）。
 - ② 不在者投票管理者、投票立会人、代理投票の補助者及び事務従事者など、不在者投票に同席する者は、マスクの着用など基本的な感染拡大防止対策を行ってください。
- (3) 病院等において、新型コロナウイルス感染症の患者（以下「感染者」という。）の不在者投票を実施する際は、次の点にご配慮ください。
 - ① 感染者が不在者投票を行うときは、マスク及び手袋を着用させ、直接投票用紙等に触れることのないようにしてください。

- ② 他の入院者等への感染防止のため、感染者の投票とその他の入院者等の投票は、空間的又は時間的に分けて行ってください。同じ会場で時間帯を分けて実施する場合、感染者の前にその他の入院者が投票を行うなどしてください。また、記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液で消毒してください（ベッドの上で不在者投票を行う場合も同様）。

第8 不在者投票の経費の請求

(1) 請求金額

不在者投票をした選挙人1人につき1,073円です。

- ・投票用紙を請求したものの実際に投票を行わなかった人も含みます。
- ・町長選挙と町議会議員再選挙及び補欠選挙を同時に行った場合の請求金額は、併せて1,073円となりますのでご注意ください。

選挙期日以後、速やかに請求書（様式第7号）と投票者名簿（様式第3号）を提出してください。

(2) 請求書の記載上の注意

- ① 請求日は、選挙日（令和5年2月5日）以降の日付を記入してください。
- ② 請求印は、施設の代表者印又は施設印+代表者の私印を押印してください。（施設印（施設名のみの印）のみでは、お支払いすることができません。）
- ③ 「振込先」「口座番号」「口座名」は、金融機関に届出の正式名称を正確に記入し、「口座名」にはフリガナをつけてください。
- ④ 「口座名」が請求者と異なる場合には委任状に必要事項を記載してください。

(3) 投票者名簿の作成

投票用紙等の請求の際に作成していただいた投票用紙請求内容内訳書（兼）経費請求用投票者名簿（様式第3号）の写しに、請求年月日と送致年月日を記入していただければ、そのまま経費請求用投票者名簿として利用できます。

第9 不在者投票指定施設における選挙運動

不在者投票指定施設における選挙運動につきましては、公職選挙法により一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限がありますので、十分ご注意ください。

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位（その者の日常の職務上有する影響力）を利用して選挙運動をすることが禁止されています。
また、不在者投票管理者が公務員である場合には、上記制限に加え、国家公務員法又は地方公務員法の規定に基づく政治的行為（選挙運動を含む。）の制限のほか、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。
- (2) 全ての選挙において、その選挙の期日の告示（公示）日から、選挙の当日までの間、国、地方公共団体が所有し又は管理する病院等では、政党その他の政治活動を行う団体が、政治活動のためのポスターを掲示することやビラ等の文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）することは禁止されています。
- (3) 何人も病院、診療所その他療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為をすることが禁止されています。
したがって、施設内においては個人演説会、政談演説会といった演説会は一切開催できません。
- (4) 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問をすることが禁止されていますが、指定施設においても、各部屋（病室など）が構造上それぞれ独立しており、しかも入院患者（入所者）が相当期間継続して入院（入所）している場合にあって、社会通念に照らし、各部屋が入院患者（入所者）の居室に準ずる程度にまで達していると認められるときには、各部屋を訪問し、投票依頼をすることも戸別訪問に該当します。
また、どのような方法であっても、選挙運動のために、各部屋を巡回して特定の候補者の氏名等を言い歩く行為等も、戸別訪問に該当するものとみなされ禁止されています。
- (5) 何人も、選挙の期日（ただし、無投票の場合にあっては、その旨を選挙長が告示した日）後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつをする目的をもって各部屋を戸別に訪問することも禁止されています。
- (6) 選挙管理委員会のホームページに掲載されている候補者情報や選挙公報のページをプリントアウトして頒布することは、違法な文書図画の頒布となるため、禁止されています。